

# 議 事 録

令和4年7月8日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和4年第7回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年7月8日(金) 14時20分から15時12分 山鹿市役所 5階 501会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 不 在	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

1番 多久 正光 15時2分 途中入室

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名：

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治  
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第55号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請  
議案第56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）  
議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第61号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第10号 農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開 会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、1番多久正光委員から、遅れて総会に出席する旨の届け出が出ており、現時点で農業委員総数14人中13人の出席で、定足数を満たしており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第7回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は2番 守川千穂委員、3番 森喜代輝委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第54号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第54号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号101番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号102番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書の2ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号103番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の3ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号104番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

申請地は、申請人ら複数の農家で管理されているもので、これまで譲渡人が代表して所有者となっていました。このほど、譲渡人が高齢を理由に管理ができなくなったため、譲受人2名に持ち分を等分に移転するものです。

調査書の4～5ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号105番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の6ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号106番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の7ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号107番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、里道の払い下げによるものです。

調査書の8ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号108番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、申請地付近にある譲り渡し人所有の農家住宅を同時に購入し、拠点とすることから耕作便利によるものです。

調査書の9ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号109番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の10ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号110番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の11ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号111番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書の12ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号112番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 113 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 114 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 115 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の本社周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 16 ページに調査内容を記載しています。

また、譲受人は、今回初めて農地を取得する農地所有適格法人ですので、法人の概要について説明いたします。調査書の 18 ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

まず、「法人の組織形態要件」は、令和 1 年 10 月 1 日に株式会社としての登記がされております。

次に、「事業要件」は、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明において、農・畜産物の生産、加工、販売が主たる事業であると確認しております。

次に、「議決権要件」は、本法人の発行済み株式は 100 株で、そのうち、法人の農業従事者が 51 株を所有し、過半を占めています。

最後に、「役員要件」は、本法人の役員は 4 名で、2 名が年間 150 日以上農業に従事し、1 名が 60 日以上農作業に従事していることを確認しております。

以上 4 つの要件全てを満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 116 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の本社周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 17 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 117 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 19 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 17 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 101 番から 106 番を北部地区担当委員

12番(田中春雄君)

提案番号101番から106番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長(坂本照子君)

提案番号107番及び108番を南部地区担当委員

9番(光永太君)

提案番号107番及び108番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長(坂本照子君)

提案番号109番から117番を東部地区担当委員

2番(守川千穂君)

提案番号109番から117番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長(坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長(坂本照子君)

私から質問させていただきます。提案番号115～116号の譲受人は、以前から養鶏所を経営されていたのですか。

○事務局(北原薫君)

この法人は熊本チキンの関連会社で、石渕で食肉の加工をされておられます。

13番(隈部誠一君)

担当委員として補足説明いたします。事務局から送られた資料を基に、現地調査を行い、関係人から聞き取り調査を行いました。この法人は、熊本チキンと飼料会社が合併し、新たに設立された法人で、飼料米等の作付を行う計画であると確認しています。

○議長(坂本照子君)

了解しました。

○議長(坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。  
次に、議案第55号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第55号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号8番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金設定によるもので、10年間の使用貸借権設定です。

調査書の20ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号8番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号8番は、当初は、子との間で農業者年金受給のために、10年間の使用貸借権を設定していましたが、借人が死亡したため、今回、子の妻との間で、10年間の使用貸借権の設定を行うものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第56号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 11 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 4 筆計 5,368 m<sup>2</sup>を山林に転用する案件です。なお、申請地は、平成 5 年頃に植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 12 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 53 m<sup>2</sup>を宅地用通路に転用する案件です。なお、申請地は昭和 47 年からすでに通路として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 13 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田 650 m<sup>2</sup>を山林に転用する案件です。なお、申請地は、50 年以上前に植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 14 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田 429 m<sup>2</sup>を一般個人住宅に転用する案件です。

調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 389 m<sup>2</sup>を、西側に隣接する申請者所有の住宅への通路及び駐車場として転用する案件です。

調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 822 m<sup>2</sup>を農家住宅に転用する案件です。なお、申請地は昭和 43 年から宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上 6 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）



提案番号 11 番から 12 番を北部地区担当委員

6 番 (稲葉和弘君)

提案番号 11 番から 12 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 13 番から 16 番を南部地区担当委員

5 番 (徳丸誠次郎君)

提案番号 13 番から 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 56 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 51 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 2,119 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、残土置場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに山林化していたところを伐採して整地に着手しており、その経緯について始末書の添付があるため追認での許可となります。

調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 52 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 2,663 m<sup>2</sup>を取得し、隣接する宅地 146 m<sup>2</sup>とともに転用者の経営する運送会社の駐車場として転用する案件です。

調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 53 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 23 m<sup>2</sup>を取得し、宅地用の通路として転用する案件です。なお、申請地はすでに通路として長年利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

提案番号 54 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 449 m<sup>2</sup>を取得し、隣接する工場の駐車場として転用する案件です。

調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上 4 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 51 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 51 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 52 番から 54 番までを南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 52 番から 54 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 57 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第58号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第58号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号17番、申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

6月15日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第59号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第59号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定49件、その面積は63,205㎡でございます。

提案番号132番から50ページの提案番号150番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容は、132番から144番までは、水稻・麦、145番から147番までは水稻、148番から150番までは、水稻・WCSを作付け予定でございます。申請に係る調査書については、別紙調査書42ページから45ページに記載のとおりです。

なお、提案番号132番から150番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第60号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が21件でその面積は、31,147㎡でございます。

提案番号104番から54ページの112番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、104番は水稻・スイカ・キュウリ、105番はアスパラ・たけのこ、106番は水稻、107番から108番は大豆、109番から111番までは水稻、112番は水稻・飼料用米を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査書は52ページから54ページに記載のとおりです。

また、提案番号104番から112番までの全ての議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第61号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号17～19番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

現地の状況につきましては、提案番号17～18番については、別紙2の「現地写真・土地利用計画図」の21～22ページに掲載のとおりで、また、提案番号19番については、23ページに掲載のとおりで、周囲を山林に囲まれた傾斜地にある農地で、自然発生した雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第10号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年5月に届出がありました件数は13件、筆数の合計は55筆、面積の合計は41,962㎡でございます。詳細につきましては、57～58ページに記載のとおりでございます。  
以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第10号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第7回総会を閉会いたします。

-----○-----

## 6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

2番 農業委員

守川千穂

3番 農業委員

森喜代輝